

「横浜市駐車場条例」の一部改正について

横浜市では、中長期的・総合的な駐車場対策を推進するために「横浜市駐車場整備基本計画」を、駐車場施策を取り巻く状況の変化に合わせて約10年ぶりに改定しました。

改定した基本計画に基づき、また、平成18年6月の改正道路交通法の施行に伴う民間駐車監視員制度の導入、同年11月の改正駐車場法の施行により駐車場法の対象に自動二輪車が含まれたこと等の駐車場に関わる法改正を踏まえ、駐車場の附置義務について定める「横浜市駐車場条例」を改正します。

主な改正のポイント

- 1 普通車の原単位の見直し
- 2 荷さばき車駐車場の附置義務化
- 3 自動二輪車駐車場の附置義務化
- 4 隔地駐車場制度の見直し

1 普通車の原単位の見直し

背景 現行の普通車の原単位は、H2年道路交通センサス → 最新のデータにより見直し
(H17年道路交通センサス)

○ 見直した用途 → 倉庫・工場及び非特定用途

対象エリア		駐車場整備地区又は商業地域 若しくは近隣商業地域	周辺地区又は自動車ふくそう地区(1中高、2中高、1住、2住、準住、準工業、工業及び工専の各用途地域)			
対象規模		(特定用途の延べ面積+非特定用途の延べ面積×0.5)が、1,000㎡を超える場合	特定用途の延べ面積が、2,000㎡を超える場合			
		現行	改正案	現行	改正案	
原単位	特定用途	百貨店その他の店舗、事務所	200㎡/台	200㎡/台	200㎡/台	200㎡/台
		倉庫、工場	200㎡/台	250㎡/台	250㎡/台	300㎡/台
		その他の特定用途	250㎡/台	250㎡/台	250㎡/台	250㎡/台
	非特定用途	共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿	戸数の30%	対象外※	—	—
		上記以外の非特定用途(寺社、図書館、学校等)	300㎡/台	550㎡/台	—	—

※ 横浜市建築基準条例で同じ基準で駐車場設置を義務付けているので対象外とする。

■ 普通車の駐車スペース

現行	改正案
30パーセント以上の区画 幅2.5m、奥行6.0m以上	すべての区画 幅2.3m、奥行5.0m以上
残りの区画 幅2.3m、奥行5.0m以上	

2 荷さばき車駐車場の附置義務化

背景 交通の障害となる路上駐車約3割が荷さばき車
改正道路交通法の施行により強化された駐車違反の取締りによる社会的ニーズの高まり

- 荷さばき車駐車場の原単位は、H17年道路交通センサスによる
- 荷さばき車駐車場の附置義務台数分は、普通車の附置義務台数の内数

対象エリア		駐車場整備地区又は商業地域 若しくは近隣商業地域	周辺地区又は自動車ふくそう地区(1中高、2中高、1住、2住、準住、準工業、工業及び工専の各用途地域)
対象規模		特定用途の延べ面積が、3,000㎡を超える場合	
原単位	百貨店その他の店舗	3,000㎡/台	
	事務所	8,000㎡/台	
	倉庫、工場	3,500㎡/台	
	その他の特定用途	6,500㎡/台	

■ 荷さばき車の駐車スペース⇒2t車の車両サイズ(荷さばき作業スペースを含む)

幅3.0m、奥行7.7m、高さ3.0m以上(後部で荷さばき) 又は 幅4.0m、奥行6.0m、高さ3.0m以上(側面で荷さばき)

3 自動二輪車駐車場の附置義務化

背景 自動二輪車が駐車できる場所が市内にはほとんどなく、市民からの要望が多い
改正道路交通法の施行により強化された駐車違反の取締りによる社会的ニーズの高まり

- 自動二輪車駐車場の原単位は、H10年パーソントリップ調査による

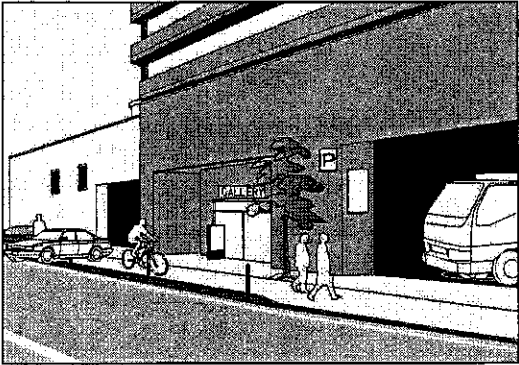
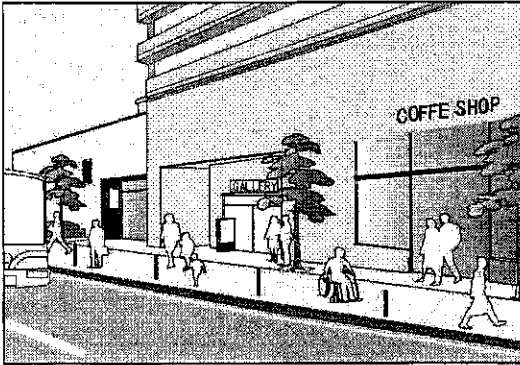
対象エリア		駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域
対象規模		特定用途の延べ面積が、1,000㎡を超える場合
原単位	百貨店その他の店舗	3,000㎡/台
	事務所	3,000㎡/台
	その他の特定用途	10,000㎡/台

■ 自動二輪車の駐車スペース

幅1.0m、奥行2.3m以上

4 隔地駐車場制度の見直し

■ 隔地駐車場の基準

現行	改正案
敷地が狭い場合や駐車場の出入り口が交差点、バス停付近など、やむを得ない理由がある場合は隔地を認める	現行の隔地基準に加え、まちのにぎわいの連続性、安全な歩行者空間の確保、土地の有効な利用に資する路線やエリアの場合には隔地を認める基準とする
 <p>駐車場の出入り口で歩道が分断される</p>	 <p>隔地駐車場によりにぎわいの連続が図られる</p>

- 隔地駐車場の条件：距離については、徒歩5分以内を目安として、300メートル
- 定期報告：年に一度、隔地駐車場の位置、台数、契約状況等の定期報告を義務化